

第3章 北関東稲作地域における担い手と世代交替

——栃木県高根沢町——

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 地域と農業の概況 | (1) 桑窪西坪集落 |
| 2. 農業施策の概況と近年の農業の特徴 | (2) 栗ヶ島第2集落 |
| 3. 農業の担い手の状況 | (3) 大谷第2集落 |
| (1) 個別農家 | (4) 小 括 |
| (2) 生産組織 | 5. 規模拡大の見通しと問題 |
| 4. 世代交替と農業構造の変化の見通し | 6. おわりに |

1. 地域と農業の概況

高根沢町は宇都宮市の北東に隣接する、住民7,050世帯、26,500人の町であり、農家1戸当たりの平均経営耕地面積1.85haの水田地帯である。

農家の動向は表3-1に示すとおりである。専業農家率は1960年には56%であったが、60年代に急速に兼業化が進行し、1990年には専業農家10%、Ⅰ兼農家15.7%、Ⅱ兼農家74.3%となっている。経営規模別では3ha以上層が19.3%と一定の厚みを持っている。そのうち3～5ha層が1970年代まで増加し80年以降には停滞的となるが、5ha以上層はその間も増加し続け、1990年には82戸(3.8%)となっており、ここでは3～5haの中堅的な農家層の存在とともに大規模層の形成がされつつある。販売金額別(掲表省略)では、500万円以上層が13%で、700～1,000万円層が3%、1,000万円以上層も4%ある。男子生産年齢人口のいる専業農家比率が7.5%と都市近郊にあっては比較的高い(栃木県8.2%)こととあわせて、専業農家が一定の層として存在している。

従来から農作業の受委託が展開しており、1990年の農作業請負わせ実農家割合は36.5%と高く(表3-1)、これは後に述べる生産

組織の形成と大きく関連している。農地流動化は賃貸借によるものが中心であり、かつ利用権設定がそのほとんどである。平成元年でみると所有権移転は約17ha、賃貸借は解約を差し引いた純増で約51haである。借入面積は1990年センサスで411ha、借入面積割合は10.3%と高く(表3-2)、平成2年末の利用権設定率は9.4%で県内で最も高い。また利用権設定の期間は奨励金の関係から10年のものが多い。こうした農地流動化は血縁関係を媒介としたものが多く、親戚・縁者の間で集落外とも行われるのが一般的である。加えて担い手農家の存在状況が集落によって地域差があるために農地の出し手集落と受け手集落との分化が生じ、集落間での農地流動化がかなりある。なお農地転用は昭和62年を例外として毎年10ha前後の規模である。

耕地の利用は表3-2のとおりであり、経営耕地面積約4,000ha、水田面積約3,700haで水田率92%、作物別収穫面積では水稻62%、麦類21%、豆類13%、飼料作物3%、野菜は1%であり、水稻は平成2年度でコシヒカリが8割(反収8俵)、残りは主に初星である。また麦はビール麦と小麦を作付している。平成3年度の水田転作率は29%であり、転作作物の作付は大豆59%、麦類17%、飼料作物13%となっている。団地化率は52.9%と高く、ブロックローテーション

が平成3年に取り組まれ、2集落、120戸の参加で行われている。ところで前述したよう

に利用権設定の多くは10年であるが、こうした長期間の借地の存在がブロックローター

表 3-1 農家の動向

(単位:戸, %)

年 次	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
合 計	2,930	2,885	2,816	2,707	2,581	2,308	2,150(100.0)
0.3 ha 未満	300	257	268	293	272	237	216(10.0)
0.3-0.5 ha	293	319	309	302	283	230	212(9.9)
0.5-1.0 ha	558	521	512	456	442	387	318(14.8)
1.0-1.5 ha	424	443	390	400	381	307	314(14.6)
1.5-2.0 ha	458	431	393	362	303	289	260(12.1)
2.0-2.5 ha	373	364	337	301	289	253	235(10.9)
2.5-3.0 ha	285	290	274	251	243	200	181(8.4)
3.0-5.0 ha	} 239	260	316	319	335	338	332(15.4)
5.0 ha 以上			17	23	33	67	82(3.8)
専業農家	1,628	838	317	170	195	215	215(10.0)
うち男子生産 年齢人口あり	...	...	...	111	136	165	161(7.5)
I 兼農家	690	1,183	1,467	1,221	998	712	337(15.7)
II 兼農家	612	864	1,032	1,316	1,388	1,381	1,598(74.3)
農作業請け合わせ 実農家	...	...	866	855	857	756	785(36.5)
うち耕起～脱穀	...	...	...	...	344	298	292(13.6)

資料: 農業センサス。

注 (1) 0.3 ha 未満には例外規定を含む。

(2) () 内は農家数合計に対する比率。

表 3-2 耕地の利用状況

(単位: ha)

年 次	1970	1975	1980	1985	1990
経営耕地面積	4,441	4,235	4,185	4,073	3,987
うち田	3,964	3,826	3,832	3,728	3,682
うち畑	432	343	287	276	247
うち不作付	8	130	149	63	148
耕作放棄地	...	8	7	6	19
借入面積	197	170	193	294	411
同 割 合 (%)	4.4	4.0	4.6	7.2	10.3
作 水 稲	3,767	3,479	3,224	2,958	2,657
物 麦 類	157	37	475	758	910
別 豆 類	21	21	39	207	545
収 芸作物	66	38	28	18	5
穫 野菜類	111	87	79	61	48
面 飼料作物	87	111	148	162	131
積 そ の 他	284	179	100	133	18
計	4,493	3,952	4,093	4,297	4,314

資料: 農業センサス。

ションの推進上、阻害要因となっていると指摘されている。

2. 農業施策の概況と近年の農業の特徴

高根沢町の昭和40年代以降の農業振興策は、次の2つの画期に分けられる。第Ⅰ期は昭和60年代の初めまでの圃場整備の実施とそれを基盤とした生産組織化である。昭和47年から圃場整備が実施され、昭和63年までにほぼ全町で完了し、整備率は94%となっている。これを基盤として、昭和49年から担い手農家による共同利用型の生産組織が形成された。さらに昭和53年からは水田利用再編対策への対応策として大豆の転作を奨励し、大豆作での組織化が行われ、その構成員

である担い手農家が作業受託を行っていた。また、47の農事組合（集落）を地域営農集団に再編成した。

第Ⅱ期は平成2年以降の、兼業化、高齢化に対応した方策である。集落を単位とした米麦作と大豆の生産組織化が、昭和60年を最後にストップした。兼業化と高齢化の進行の中で、担い手農家による生産組織、作業受託者集団が組織できなくなったのである。そこで平成2年に、農協によってカンントリーエレベーターの設置と全町的な収穫作業の受託体制が形成される。

カンントリーは町内の水稻の約1/4（650ha）、麦の全面積の調製が可能な規模であり、そのための収穫作業の新たな受託体制が形成された。農協で12台のコンバインを所有し（汎

表 3-3 中核的担い手農家認定基準

経 営 区 分		農 業 従 事 者 要 件		規 模 拡 大 志 向 要 件
		現在（認定申請時）	目 標（3年後）	
1 土地利用型作物を中心とする農家	(1) 現在の経営耕地面積が4ha以上であるもの	60歳未満の者の1人以上が年間150日以上自営農業に従事しており、かつ60歳未満の家族の自営農業従事延べ日数が年間200日以上であること	60歳未満の者の1人以上が年間180日以上自営農業に従事し、かつ60歳未満の家族の自営農業従事延べ日数を年間240日以上とするものであること	今後3年間ににおいて1ha以上の経営規模拡大を志向するものであること
	(2) 現在の経営耕地面積が4ha未満であるもの	55歳未満の者の1人以上が年間180日以上自営農業に従事しており、かつ60歳未満の家族の自営農業従事延べ日数が年間200日以上であること	55歳未満の者の1人以上が専ら自営農業に従事し、かつ60歳未満の家族の自営農業従事延べ日数を年間240日以上とするものであること	今後3年間ににおいて1ha以上の経営規模拡大を志向し、かつ4ha以上の経営規模を目指すものであること
2. 園芸作物または畜産を中心とする第1種農家		55歳未満の者の1人以上が年間180日以上自営農業に従事しており、かつ60歳未満の家族の自営農業従事延べ日数が年間300日以上であること	55歳未満の者の1人以上が専ら自営農業に従事し、かつ60歳未満の家族の自営農業従事延べ日数を年間360日以上とするものであること	今後3年間ににおいて、主穀作物以外の部門について20%以上の経営規模拡大を目指すものであること

資料：農業委員会資料。

原注 (1) 農業従事者要件の目標時における年齢は、認定申請時におけるものとする。

(2) 目標年次において農業専念を志向する30歳未満の男子がいる場合にあっては、農業従事者要件を満たしているものとみなす。

(3) 規模拡大志向要件における経営耕地面積は、全面的な受託面積を含めることができる。ただし、麦・大豆等期間的なもの場合は、当該面積を2分の1で換算する。

用6台、自脱型6台)、うち汎用4台、自脱型6台を10地域営農集団に配置して、1集団毎に4～5戸の担い手農家が約40戸程度の作業を受託する。他方、汎用2台を農協に配置し、農協職員2名を専任オペレーター、農家2名を臨時オペレーターとして雇用し、農協直営の作業受託を行う体制をとっている。担い手農家が層として存在していることを前提に彼らを補完する生産組織が形成され、それによる作業受託が従来の方向であった。しかし農家の高齢化、兼業化によりその全域化が望めなくなる中で、カンントリーと農協有のコンバインという大型機械を用いて、担い手農家がオペレーターとなって全町的に高齢農家、兼業農家の収穫作業を受託する体制がつけられたのである。

担い手育成対策としては、農業委員会が平成3年に中核的担い手農家の認定制度を実施し、表3-3にあるような基準で246戸の農家が認定されている。町では認定農家に対して、制度資金への利子補給(末端金利を3年間で3%に軽減する)やアメリカ派遣、婦人国内研修、また農協汎用コンバイン利用の場合の利用料金補助等を実施している。

3. 農業の担い手の状況

(1) 個別農家

個別農家での担い手は「中核的担い手農家」に認定された農家がほぼ相当すると考えられる。この中核的担い手農家にはセンサスの男子生産年齢人口のいる専業農家数の1.5倍が認定されているが、家としての専業別ではなく、認定基準の要件に規模拡大要件があるように(表3-3)、地域での農業の担い手となる意欲的な農家が認定されているとみられ、そのために60歳未満の男子専従者のいる農家数(486戸)の半数しか認定されていないのであろう。246戸の認定農家の構成を示したのが表3-4である。経営面積は、3～5ha層の中堅層が55%と過半を占めるが、5ha以上層も27%を占めている。1990年センサスとの対比では3～5ha層の40%、5ha以上層の79%が認定され、上層がより多く認定されている。そのために総農家数の11.4%(1,074ha)を認定農家が経営面積全体の27%(1,074ha)を経営していることになる。

その経営組織については、認定農家はほぼ

表3-4 中核的担い手認定農家の構成

経営面積	戸(%)	経営組織	戸(%)	経営主年齢	戸(%)
1～3ha	45(18.6)	麦、大豆のみ	127(51.6)	20歳代	10(4.1)
3～5ha	132(54.5)	野菜	45(18.3)	30歳代	75(30.5)
5～7.5ha	49(20.2)	椎茸	15(6.1)	40歳代	102(41.5)
7.5～10ha	13(5.4)	果樹	11(4.5)	50歳代	59(24.0)
10ha以上	3(1.2)	花き	5(2.0)	合 計	246(100.0)
合 計	242(100.0)	酪農	34(13.8)		
		酪農+野菜	3(1.2)		
		養豚	1(0.4)		
		その他	5(2.0)		
		合 計	246(100.0)		

資料：高根沢町中核的担い手農家育成確保対策委員会『高根沢町中核的担い手農家認定名簿』(平成3年4月)。

注 (1) 資料の関係で、経営面積別農家戸数の合計が246戸でない。

(2) 経営組織はすべて稲作との複合であるので、主な複合部門のみを示してある。「麦、大豆のみ」は水稻と転作に麦または大豆あるいは両者を作付している農家。それ以外の経営組織は麦、大豆の作付の有無にかかわらず、複合部門を示す。酪農には乳雄肥育を含む。

すべてが水稻作を行っているので、表 3-4 ではそれ以外の作目について示してある。米 + 麦・大豆経営が過半であるが、水稻作に野菜（育苗ハウスでの春菊栽培など）やシイタケを加えた複合経営も 1/4 あり、これら担い手農家には一定の複合化の方向がみられる。また酪農（乳牡肥育を含む）との複合経営も 15% ある。経営主の年齢別構成は、20 歳代が 10 人（4%）、30 歳代が 75 人（31%）、40 歳代が 102 人（42%）、50 歳代が 59 人（24%）であり、30 歳代、40 歳代がかなり多く認定されている。ただし後に見るように 50 歳代の認定農家には後継者がいない農家があり、かならずしもその全てが将来にわたっての担い手であるとはいえない。

さらにこうした担い手農家の存在は集落によってかなりのばらつきがある。認定農家は

農家数全体の 11% であるが、集落単位で見ると、集落内農家の 1 割から 2 割の農家が認定されている集落が 28%、2 割以上の農家が認定されている集落が 17% ある反面で、1 割未満しか認定されていない集落が 40%、全く認定農家がない集落が 15% ある。

（2）生産組織

町内には 45 の稲作の生産組織があり、その多くは 4～8 戸によるものである。またこれらと重複しつつ大豆の生産組織も 80 組合設立されている。これらの生産組織は担い手農家による機械の共同利用型のものがほとんどであり、自作地に加えて作業受託を 3～10 ha 程度行っているものが一般的である。稲作農作業請負わせ実農家率が高いのもこうした生産組織の存在によるところが大きいと見

表 3-5 調査集落の現状と 10 年後

（単位：戸，ha）

集 落		桑窪西坪	栗ヶ島第 2	大谷第 2
農家戸数 (戸)		22	22	42
集落内農地面積 (ha)		49.9	49.7	90.1
集落内農家の経営面積 (ha)		49.9	50.8	94.9
1 戸当たり経営面積 (ha)		2.3	2.3	2.3
貸付面積 (ha)		5.8	1.8	5.7
借入面積 (ha)		5.8	2.9	10.5
現 在	担い手農家 (戸)	6 (27.3%)	5 (22.7)	17 (40.5)
	同経営面積 (ha)	29.0(58.1%)	20.7(40.7)	63.0(66.4)
	離農的農家 (戸)	7 (31.8%)	4 (18.2)	5 (11.9)
	同所有面積 (ha)	7.1(14.2%)	2.1(4.2)	5.9(6.2)
10 年 後	担い手確保農家 (戸)	6 (27.3%)	5 (22.7)	10 (23.8)
	同経営面積 (ha)	29.0(58.1%)	20.7(40.7)	35.2(37.1)
	離農的農家 (戸)	7 (31.8%)	11 (50.0)	14 (33.3)
	同所有面積 (ha)	7.1(14.2%)	20.7(40.7)	19.1(20.1)
	兼業的農家 (戸)	9 (40.9%)	6 (27.3)	18 (42.9)
	同経営面積 (ha)	13.8(27.7%)	9.4(18.5)	40.6(42.8)
圃場整備完了時 生産組織		昭和 49 年 3 戸、共同利用 (大豆)	52 年 6 戸+6 戸、共同 利用 (水稻、麦、 大豆)	63 年 —

資料：農業委員会資料、集落代表者ヒアリング。

注（1）担い手農家、離農的農家、担い手確保農家、兼業的農家については、本文を参照のこと。

（2）農家戸数（ ）内は現在の集落内戸数に対する比率、面積の（ ）内は現在の集落内農家の経営面積に対する比率。

られる。こうした生産組織の一部は、前述のような農協有のコンバインのオペレーター組織となっている。しかしこれらの生産組織は機械の共同利用組織であって、個別完結的な担い手農家の経営を補完する性格のものであり、それ自体が経営体として集落の農業を担う主体としての性格は持っていない。またその設立は、集落（営農集団）間での担い手農家の存在の格差に対応して、かなりのアンバランスがあり、数組合組織されている集落がある一方で、担い手がいない生産組織がまったく組織されていない集落がある。

4. 世代交替と農業構造の変化の見通し

地域での農業の現状と世代交替による10年後の予測を、集落の代表者からの聴き取り調査をもとに示したのが表3-5であり、また表3-6は担い手農家の内訳を示している。なお表の担い手農家とは農業専従的な者のいる農家であり、中核的担い手認定農家にほぼ相当し、離農的農家とは農地の全面貸付け、あるいは全作業委託の農家である。また担い手確保農家とは、上記担い手農家のうちで経営主が30・40歳代または農業後継者が20・30歳代である農家であり、10年後にも担い

表 3-6 担い手農家の構成

桑窪西坪			栗ヶ島第2			大谷第2			農家番号
年齢	経営面積	水稲以外の経営部門	年齢	経営面積	水稲以外の経営部門	年齢	経営面積	水稲以外の経営部門	
歳	ha		歳	ha		歳	ha		
④①	2.9	乳オス肥育	④①	4.1	シイタケ	④①	4.4	植苗木木	1
40	2.8	ハウス野菜	④②	4.3	—	④②	2.8	シイタケ	2
④②	1.8	酪農	④③+21	3.3	キウイ	④③	3.1	乳オス肥育	3
④④	12.3	春菊	④④+25	4.6	枝豆、春菊	④④	4.8	植苗木木	4
④⑤	5.8	春菊、枝豆	④⑤+30	4.4	〃	④⑤	2.7	和牛繁殖	5
④⑦+29	3.4	乳オス肥育				♀49+④⑥	2.7	酪農	6
						49	2.3	野菜	7
						♀54+④⑦	6.9	—	8
						61+④⑧	2.6	養豚	9
						61+34	2.9	シイタケ	10
						④⑨	3.6	和牛肥育	11
						④⑩	4.0	—	12
						④⑪	4.1	野菜・シイタケのみ	13
						④⑫	4.0	春菊	14
						56	2.7	野菜	15
						60	5.3	—	16
						④⑬	4.1	—	17
						④⑭	2.9	—	18
						④⑮	3.0	—	19

資料：表3-5に同じ。

注 (1) 年齢は経営主の年齢+農業後継者の年齢。♀は女（母）。

(2) 年齢を○で囲った者が、中核的担い手農家の認定を受けたもの。ただし大谷第2の17番農家は、本来は認定されない農外就業中心の後継者が認定を受けているので、経営主に○を付けてある。

(3) ……線の上までが、担い手確保農家、——線の下は中核的担い手農家に認定されているが、兼業中心の経営主であり、表3-5の担い手農家に含めていない。担い手確保農家については本文参照のこと。

手農家でありつづけるであろう農家である。そして兼業的農家とは、以上のどれでもなく、兼業で自家農業を継続している農家である。

(1) 桑窪西坪集落

農家戸数 22 戸、集落内の経営耕地面積 50 ha、1 戸当たり経営耕地面積 2.3 ha の集落である。集落としての農地賃借は貸付面積が 6 ha、借入面積が 6 ha あるが、町内の多くの農地流動化とは異なり、そのほとんどは集落内での賃借であることを特徴としている。担い手農家は 6 戸、その経営耕地面積は 29 ha であり、1/4 の農家が集落内の 6 割の農地を経営している。

担い手農家の経営規模と経営形態は（表 3-6）、水稻＋春菊の大規模複合経営が 2 戸（5.8 ha、12.3 ha）、2.8 ha で米＋施設野菜作経営が 1 戸、3 ha 前後で水稻＋酪農・畜産経営が 3 戸である。これらのうち 2 番農家を除いて、中核的担い手農家に認定されている。他方、現在の離農的農家は 7 戸、集落の農家の 3 割であり、集落内農地の 14% に当たるそれら農家の農地 7 ha は、ほとんどが先の担い手農家へ貸付または作業委託に出されている。離農的農家は 1 ha 未満の小規模農家がほとんどであるが、世帯主年齢が 43 歳と 38 歳の 2 戸の農家では 2 ha 規模の農地を全面貸付けしている。

10 年後の集落の状況は次のようになろう。10 年後にも担い手であり続けるであろう担い手確保農家は、この集落の担い手農家のすべてであり、この集落では担い手が将来的にも現在と同程度に確保されていよう。他方で 10 年後に離農的農家となるであろう農家を集落代表者からの聴き取りから推測すると、今後 1 戸が農地を売却するが、それ以外は現状と変化はない。この集落では現在の兼業的農家の経営主年齢が 40 歳代から 60 歳代であるために、10 年後にも彼らはほぼ自家農業を継続する。この集落では、10 年後には

世代交替による農業構造の変化が起こらない農家構成、あるいは離農する農家はすでにしてしまった構成となっている。

(2) 栗ヶ島第 2 集落

農家戸数 22 戸、集落内の経営耕地面積 51 ha、1 戸当たり平均経営耕地面積は 2.3 ha の集落である。集落としての貸付面積 2 ha、借入面積 3 ha であり、借入超過となっているが、この集落での農地賃貸借は集落内を基本とするものではなく、賃借ともに血縁関係を中心として集落を越えたものとなっている。なお、この集落にはここをその一部とする水稻・麦・大豆の生産組織が 2 つある（生産組織は他の集落を合わせてそれぞれ 6 戸で構成）。担い手農家は 5 戸、その経営耕地面積は 21 ha であり、2 割の農家が集落外の農地をもあわせて 7 割の農地を経営している。担い手農家の経営は、4.3 ha の水稻単作経営が 1 戸、4 ha 前後で野菜等との複合経営が 4 戸（1 戸は 3.3 ha）であり、すべてが中核的担い手農家に認定されている。他方現在の離農的農家は 4 戸（農家の 2 割）であり、その農地は 2 ha であるが、その多くは集落外へ貸付あるいは作業委託に出されている。これら離農的農家は 3 a 未満の農家と 1.5 ha の農家 1 戸であるが、他に離農的農家には分類していないが 1.9 ha の大半を作業委託に出している農家がある。

担い手農家 5 戸はすべて担い手確保農家であり、10 年後にも彼らが担い手となると予測される。他方離農的農家は、10 年後に後継者が農業を行うのかどうか不明の農家 2 戸を含めると 11 戸であり、集落の半分の農家が経営主のリタイアとともに離農し、その農地は 21 ha で集落内農地の 4 割にもなる。現在の兼業的農家の経営主の年齢は 50 歳代が 5 戸、60 歳以上が 3 戸であるためにこれら農家の経営主の加齢によって世代交替が起こり、しかも後継者が営農を行わないこ

とが予測されるために、そうした農家の離農が引き起こされるのである。加えてすでに一部を貸付、作業委託に出している、経営主が40歳代の兼業的農家でも、10年後には離農することが予測されている。こうした今後の離農は、現在の経営規模が3 ha ないし4 ha 規模の中堅規模の農家にも起こると予測されている。他面で、この集落には生産組織があり、これに加入している一部農家は経営主の加齢にもかかわらず、それに作業委託しつつ自家農業を継続すると予測され、この点で生産組織は高齢者のリタイアを抑制する効果をもっている。

この集落では、世代交替によるリタイアと離農が農家によって差異をもちつつ中堅層にも進行し、10年後にはさらに19 ha の農地が出ると予測される。現状での農地と作業の出し受けは集落を越えた血縁関係でなされているが、10年後に出されている農地を集落内で引き受けると仮定すると、5戸の担い手確保農家が平均4 ha を受け、その経営面積は現在の倍の8 ha になる。

(3) 大谷第2集落

農家戸数42戸、集落内の経営耕地面積95 ha、1戸当たり経営耕地面積は2.3 ha の集落である。集落としての農地貸借は貸付6 ha、借入11 ha であり、借入超過ではあるが、ここでの農地貸借も血縁関係を中心とした集落外とのものがかなり多い。

担い手農家は17戸であり集落内農家の4割とかなり多く、これら農家が63 ha の経営を行い、集落外からの借入を含めて7割弱の農地利用を集積している。これら農家の経営は、4~5 ha の水稲単作経営が4戸（1戸は6.9 ha 規模）、3~4 ha で水稲+野菜あるいは椎茸の複合経営が6戸、5 ha 弱で水稲+苗木経営が2戸、3 ha 前後で水稲+酪農・畜産経営が5戸である。中核的担い手農家の認定は15戸あるが、要件に合っているであ

ろうが認定されていない農家（7, 10, 15 番農家）がある一方で、後継者が実際には農業専従的ではない農家（17, 18, 19 番農家）が認定されている。

他方現在の離農的農家は5戸、その農地は6 ha であり、集落内農家戸数の1割、農地面積の6% である。これら農家はほとんどが5 a 以下の小規模農家であるが、1.5 ha 規模や2.5 ha 規模（所有者は60歳の医師）もある。

現在の担い手農家は17戸とかなり多いが、その中には経営主が60歳以上で後継者のいない高齢農家が2戸、50歳以上で後継者のいない農家が5戸あり、担い手確保農家、10年後の担い手農家は10戸である。他方で10年後の離農的農家は14戸、その農地は19 ha であり、集落の農家の1/3 が離農し集落内農地の2割が出されることになる。新たに離農する農家は1.1 ha 規模の1戸を除いてほとんど5 a 程度の規模である。担い手確保農家には畜産との複合経営が多いが、離農的農家の農地を担い手確保農家が引き受けるとすると、その平均規模は5.4 ha になる。

(4) 小 括

以上の3集落は、農家戸数に相違はあるが、平均経営面積はどれも2.3 ha と町平均よりもやや大規模であり、担い手が比較的厚く存在している集落である。現状での担い手農家は、大谷第2集落に高齢者が多いという特徴がありつつも、集落の農家の2割以上とかなり厚く存在し、その規模拡大意欲も大きい。他方、現在の離農的農家は小面積所有農家を中心に、集落の農家の1割から3割と地域差をもちつつ発生し、農地貸借と農作業受委託の形態で農地が出されている。しかし担い手農家の農地需要に比すると供給過少の状態である。農地流動化は桑窪西坪集落は集落内で行われているが、他は血縁関係を中心にして集落外と行われており、町全体としては後者

の傾向が強い。農作業受委託も同様の傾向である。

担い手確保農家すなわち 10 年後の担い手農家はどの集落も現在の農家数の 2 割程度であり、他方で 10 年後の離農農家は 3 割から 5 割に達し、その農地面積は少ない集落で 1.5 割、多い集落で 4 割であり、これが将来的にはなんらかの形で出されてくることが予測される。集落の中の 2 割の担い手農家がこれをすべて受けるとすると、1 戸平均 6~8 ha の経営規模になる計算である。

今後 10 年間で新たな離農農家は、経営主の加齢によるリタイア＝世代交替時に農業後継者不在のために離農につながるものが中心であり、2~3ha 規模程度でも離農が発生すると予測されている。他方で経営主が 30 歳代や 40 歳代の農家では現在すでに 2 ha 規模の農地を所有していても離農が発生しており、こうした世代では世代交替を待つことなく農地を出す層が存在している。

反面で生産組織に加入している農家は、経営主の加齢がありつつも農作業の一部をそれに任せることで、自家農業を継続する傾向があり、ここでの生産組織は世代交替によるリタイアを抑制する作用を果たしている。

5. 規模拡大の見通しと問題

高根沢町には担い手農家が一定の層をなして存在しており、その規模拡大意欲も強い。その点を中核的担い手認定農家に対する意向調査結果からみると次のとおりである。夫婦 2 人で耕作可能な水田面積として、8ha が 22%、10 ha が 42%、15 ha が 30%、20 ha が 4%、25 ha が 2% と回答している。これは拡大したい面積を直接に尋ねたものではないが、その程度まで拡大したい意向が表されているとみることができる。この結果に対して農協は、現状の方法では実際には夫婦で 12~13 ha、共同化して 30 ha と見ている。

現在の機械体系であれば 10~20 ha の耕作が技術的には可能であろう。しかし農地流動化の実態は、集落内での比較的近接した圃場の集積ではなく、血縁関係を中心とした集落を越えた農地集積であるために、作業効率が制約されている。また転作に大豆を導入しているために、転作は 3 ha が限度（麦のみなら 5 ha）ということであり、それならば転作率が 29% である現状では 10 ha が一応の限界ということになり、この点が規模拡大の大きなネックということであろう。

さらにこうした担い手農家の農地需要に対比すると農地の供給は少ない。零細農家はすでに農地を出しているが、兼業農家でも 2 ha 程度なら耕作が可能ではあり、そこから一定の収入を得ているために、その農地が出される程度は比較的少なく、したがって農地市場は貸し手市場となっている。そのために地代が引き上げられ、標準小作料は 10 a 当たり 30,000 円に設定されているが、実際には 39,000 円が中心になっている。先の意向調査に小作料の適正水準に関する質問がある。それによると担い手農家は 30,000 円を適当とするものが 40%、同じく 25,000 円が 30%、35,000 円は 13% という回答であり、標準小作料は妥当なものとしつつも、実勢小作料は高いものと捉えている。そうした農地市場の逼迫による高地代が規模拡大意欲を制約している一要因となっている。役場は規模拡大の意向は実際には少ないと見ているが、事実、中核的担い手農家の 3 年後を目途とした目標経営面積は、13.8 ha を最大として、10 ha を超えるのは僅かに 20 戸にしか過ぎない。この地域では大規模層が一定程度形成されているが、そうした農地市場の状況下においては、突出した大規模経営が形成される条件は当面少なからう。

6. お わ り に

高根沢町には担い手が高密度で存在しており、農業振興策も圃場整備実施の上に、自己完結的な担い手農家を補完するものとして、数戸による機械共同利用型の生産組織が集落を単位として育成され、一定の受託作業を担ってきた。しかし兼業化、高齢化の進行と担い手農家欠落集落が存在する中で、近年その全域的進展が望めなくなっている。現段階では一方では担い手農家を認定制度によって明確にし施策を集中しつつ、他方で兼業農家・高齢農家の収穫作業の全町的受託体制が形成されつつある。兼業農家からはさらに育苗、田植作業の委託希望が出されているが、担い手農家欠落地域の兼業農家対策が今後の大きな課題であろう。

個別大規模経営については一定程度形成され、今後は 12～13 ha 程度の経営の可能性

もあるが、転作とともに農地市場が逼迫している状況からして、現実的には 10 ha 程度が限度であり、突出した大規模経営が出現する可能性は少ない。そうした中では土地利用型農業、とくに稲単作的農業のみではなく、複合的な方向での農業経営の展開が必要となつてこよう。その方向は中核的農家においてはすでに一定程度見られており、それがさらに推進される必要があろう。

農地流動化は農地需給の地域的アンバランスの中で、現状では血縁関係を中心にして集落を越えて行われている。しかし農地流動化の調整方策は集落内でも全町規模でも特にとられていない。10 年後の農業構造の予測からは、農地流動化が落ち着いて現状程度である地域もあるが、かなりの流動化が進行する地域もあり、今後はそれに対応した土地利用調整を行う必要が強くなろう。

(小 野 智 昭)